

高等学校等就学支援金加算届出に関するお知らせ

今回は平成26年7月分～平成27年6月分の支給に係る手続きです
このお知らせは必ずお読みください

高等学校等就学支援金の加算について

高等学校等就学支援金の基本支給額は、月額9,900円（年間118,800円）ですが、保護者の所得（市町村民税の課税状況）によって、さらに加算される場合があります。

高等学校等就学支援金の加算対象者

保護者が以下に該当する場合、就学支援金の加算が受けられます。
加算を希望する場合は、在学する学校に以下の該当する書類を提出してください。

■保護者等（父母合算）の市町村民税所得割が非課税の場合
 →加算後の支給月額19,800円（年額237,600円）（2倍に加算）
 →（必要書類）1 届出書
 2 保護者等全員分の市町村民税所得割が確認できる証明書（次のうちいずれか1つを提出してください。写しでも可）

- ・平成26年度 市町村民税 課税（非課税）証明書
- ・平成26年度 市町村民税 特別徴収税額決定通知書
- ・平成26年度 市町村民税 納税通知書
- ・生活保護受給証明書（平成26年1月1日時点の適用を証明するもの）

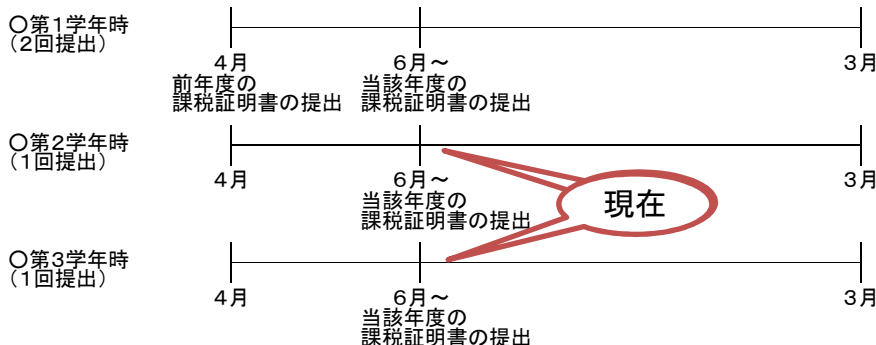
【注意】
 ※ 源泉徴収票や確定申告書では申請等できません。
 ※ 課税証明書等で配偶者控除を受けていることが確認できる場合は、当該配偶者の証明書等の提出は不要です。（ただし、配偶者の収入が100万円を超える場合は提出が必要です。）

■保護者等（父母合算）の市町村民税所得割が裏面に記載する基準額未満の場合
 →加算後の支給月額14,850円（年額178,200円）（1.5倍に加算）
 →（必要書類）裏面をご覧ください。

《例》
学校からのお知らせを必ず確認してください。

平成26年度の手続きについて

就学支援金は月単位で支給されます。4月～6月分の加算支給は、前年度（25年度）の課税証明書、7月～翌年3月分は、当年度（平成26年度）の課税証明書に基づき認定されます。したがって、既に前年度（25年度）の市町村民税課税証明書を学校に提出している方についても、7月以降の加算支給を受けるためには、当年度（26年度）の課税証明書を提出することが必要です。提出期限等については、在学する学校からの指示に従ってください。



1.5倍加算について

1.5倍加算対象者の基準について

市町村民税所得割の額: 18,900 円に①、②の合計を加えた額未満の世帯

① 16 歳未満の扶養親族の数 × 21,300 円

② 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数 × 11,100 円

※年齢は、平成25年12月31日現在で判断します。

【早見表】(H 26.7～H 27.6分の加算の基準)

19歳未満の扶養親族の数(H7.1.2以降生まれ)			基準額 (市町村民税 所得割額)
	うち16歳未満 (H10.1.2以降生まれ)	うち16歳以上19歳未満 (H7.1.2～H10.1.1生まれ)	
0人	0人	0人	18,900円未満
1人	0人	1人	30,000円未満
	1人	0人	40,200円未満
2人	0人	2人	41,100円未満
	1人	1人	51,300円未満
	2人	0人	61,500円未満
3人	0人	3人	52,200円未満
	1人	2人	62,400円未満
	2人	1人	72,600円未満
	3人	0人	82,800円未満

1.5倍加算に該当される方の提出書類

《例》
学校からのお知らせを必ず確認してください。

次の①～③の書類を学校に提出いただく必要があります。

- ① 加算届出書
- ② 保護者等全員分の市町村民税所得割が確認できる証明書 (次のうち、いずれか1つを提出してください。写しでも可)
 - ・ 平成26年度 市町村民税 課税(非課税)証明書
 - ・ 平成26年度 市町村民税 特別徴収税額決定通知書
 - ・ 平成26年度 市町村民税 納税通知書
 記載事項(扶養親族及び控除など)の省略がないものを提出
- ③ 健康保険証の写し(19歳未満の扶養親族全員分)

【注意】

- ※ 源泉徴収票や確定申告書では申請等できません。
- ※ 保護者等(父母合算)の市町村民税所得割額が18,900円未満の世帯については、③の提出は不要です。(課税証明書についても課税額が明記されていれば、一部記載が省略されていても結構です。)
- ※ 課税証明書等で配偶者控除を受けていることが確認できる場合は、当該配偶者の証明書等の提出は不要です。(ただし、配偶者の収入が100万円を超える場合は、提出が必要です。)

市町村民税所得割額の確認方法

市町村民税所得割額は、以下の書類で確認することができます。

※新潟市の様式を例としています。

特別徴収税額の決定通知書 (今年6月頃に勤務先から納税義務者に配付されています)

納税通知書 (今年6月頃に市町村から納税義務者に送付されています)

課税証明書 (今年1月1日現在で住所のある市町村から発行できます)

※確認いただく際のポイント

- ① 年度の確認
(平成26年度・25年1月1日～25年12月31日分)
- ② 市町村民税所得割額の確認
(均等割や県民税の額ではありません)
- ③ 配偶者控除を受けているかどうかの確認
(配偶者特別控除ではありません)
※配偶者控除を受け、かつ配偶者の収入が100万円以下の場合、配偶者の証明書等の提出は不要です。

次回以降の申請等についてお願い

毎年7月頃に、保護者等の市町村民税所得割額が確認できる証明書を添付して、今回と同様の申請等の書類を提出いただくことになります。詳細につきましては、別途お知らせいたしますが、次年度の納税通知書や特別徴収税額決定通知書が届きましたら保管していただくようお願いします。

Q 1 学校に提出ではなく、郵送などで直接県に提出することはできますか？

A 1 県で直接、書類の受付はできません。提出期限までに必ず学校に提出してください。

Q 2 両親と祖父母と一緒に暮らしていますが、祖父母の分の課税証明書も必要ですか？

A 2 就学支援金の支給は、保護者（親権者）の市町村民税所得割額の合算で判断します。親権者でない祖父母の市町村民税所得割額は算入されませんので祖父母の分の課税証明書は必要ありません。

Q 3 父母が離婚して親権者は父ですが、実際には母が養育しています。どちらの課税証明書が必要ですか？

A 3 この場合、原則として親権者の父の市町村民税所得割額で判断することになります。ただし、親権者が就学に要する経費の負担を求めることが困難である者と認められる場合には、親権のない母が生計の維持に当たっているものとして、母の市町村民税所得割額で判断します。

Q 4 親権者の一方が海外にいて課税証明書が発行されない場合は、加算申請はできないのでしょうか？

A 4 原則として、保護者（親権者）全員の課税証明書の提出がない場合は、加算支給の対象にはなりません。

Q 5 休学した場合、就学支援金の取扱いはどうなりますか？

A 5 支給停止の届出を学校に提出することにより、就学支援金の支給を停止させることができます。届出をしないと支給期間が経過していきますので必ず学校に届出をしてください。

Q 6 年度の途中で、保護者等に失職、被災等の特別の事情が生じて学費の負担が困難になった場合、所得割額に経済状況が反映されるまでの間の支援はありますか？

A 6 私立高校に通学する生徒については、「新潟県私立高等学校学費軽減事業」において授業料減免制度がありますので、学校にご相談ください。

Q 7 休学、退学、転学をしたらどうすればよいですか？

A 7 就学支援金に関する手続きが必要な場合もありますので、学校にお問い合わせください。

その他のQ & Aは、文部科学省のホームページに掲載されています。

文部科学省ホームページアドレス：<http://www.mext.go.jp/>